



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日特エンジニアリング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 近藤 進茂
(J A S D A Q ・ コード 6 1 4 5)

問い合わせ先
役職・氏名 専務取締役管理本部長 森下 弘祥
電 話 0 4 8 - 8 3 7 - 2 0 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」を、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 37 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 21 年 1 月 5 日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が施行され、株券が電子化されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- (1) 決済合理化法の施行に伴い、当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、その該当条文およびこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文を削除するものであります。(現行定款第 7 条および第 8 条第 2 項)
- (2) 決済合理化法の施行に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたため、これに伴い無効となった実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 11 条第 3 項)
- (3) 会社法第 221 条の定めにより、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで株券喪失登録簿を作成、備置きする必要があることから、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成 22 年 1 月 6 日に削除することとするものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条文の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙とおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

(別紙)

(下線部分は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は100株とする。 2 <u>当社は前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p>
<p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条~第44条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) (現行通り)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行通り) 2 (現行通り)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条~第43条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以 上